常任総務委員会要点記録

○**開会日時**　令和６年１２月１０日（火）　午前１０時

○**場　　所**　伊東市役所第２委員会室

○**出席委員**　７名

１番	村上祥平君	２番	虫明弘雄君
３番	長沢　正君	４番	佐藤　周君
５番	杉本一彦君	６番	四宮和彦君
７番	田久保眞紀君		

○**出席議員**　１０名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	河島紀美恵君	〃	鈴木絢子君
〃	竹本力哉君	〃	篠原峰子君
〃	大川勝弘君	〃	宮﨑雅薫君

○**説明のため出席した者**　３０名

副市長	中村一人君
〃	岸　弘美君
企画部長	西川豪紀君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤　剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	杉山貴光君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉﨑恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君
同収納課長	大川雄司君

市民部長	萩原智世子君
市民部市民課長	近藤通明君
同環境課長	草嶋耕平君
同保険年金課長	渡辺拓哉君
健康福祉部長	松下義己君
健康福祉部高齢者福祉課長	齋藤　修君
観光経済部長	小川真弘君
建設部長	近持剛史君
建設部次長兼建設課長	髙田郁雄君
会計管理者兼会計課長	稲葉育子君
上下水道部長	稲葉信洋君
教育委員会事務局教育部長	浜野義則君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君
監査委員事務局長	福田由里亜君

○出席議会事務局職員　３名

局長　富岡　勝　　局長補佐　里見和彦

係長　福王雅士

○会議に付した事件

１　市議第２８号　伊東市消防団条例の一部を改正する条例

２　市議第３５号　令和６年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

３　市議第３６号　令和６年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第１号）

４　市議第３８号　令和６年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○会議の経過概要

○委員長（佐藤　周君）開会する。

○委員長（佐藤　周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤　周君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（佐藤　周君）日程第１、市議第２８号　伊東市消防団条例の一部を改正する条例を議

題とする。

○**５番**（杉本一彦君）消防団員の定数の改正は、５０６名から４７６名へと全体で３０名減るが、現在の定数を各分団に振り分けると、３０名を基本に、地区が小さな分団はちょっと少ない人数となる。今回の再編で各分団の人数はどういう割り振りで減らされるのか。新しい全体の編成を教えてほしい。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）今回の５０６人から４７６人への減員内訳という質疑かと思う。変更になった分団だけ申し上げる。第５分団が３０人から２０人への減、第８分団が３０人から２５人への減、第９分団が３０人から２５人への減、第１６分団が２５人から２０人への減、第１７分団が２０人から１５人への減である。

○**５番**（杉本一彦君）各地区でばらつきがあるのは、市長も就任以来いろんな形で現場と対話を重ね、適正な人数を描いてきたと思うが、今回の改正でポイントとなる機能別団員が今後、地域の消防力をどう支えてくれるのか確認したい。機能別団員は定数が決まっていないことと、「５年以上勤務した経験を有している者でなければならない。ただし、団長が特に必要と認めたときは、この限りではない。」との改正文であるが、定員は無限なのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）特に機能別消防団員を何人までと規定はしていないが、各分団を調査した結果では、来年４月以降、機能別消防団員数は３０人程度になる。

○**５番**（杉本一彦君）その３０人の割り振りはどうなるのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）合計の実数としては３４人となるので、その内訳を申し上げる。第６分団が５人、第７分団が５人、第８分団が２人、第９分団が４人、第１０分団が４人、第１４分団が２人、第１５分団が６人、第１７分団が６人の３４人となる。

○**５番**（杉本一彦君）機能別消防団員は、基本的には全員５年以上の消防団経験を有しているのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）委員おっしゃるとおりである。

○**５番**（杉本一彦君）最後になるが、議場では経験者や学生を想定しているようにも聞こえたが、「５年以上勤務した経験を有している者でなければならない。ただし、団長が必要と認めたときは、この限りではない。」と条文に組み込んだ狙いを教えてほしい。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）ただし書をつけた理由は、現段階で想定できる例であるが、ラッパ隊への入隊希望があった場合、ラッパ隊の活動は基本団員としての経験は必要なく、どちらかといえば吹奏楽の経験が必要なので、こういったことで例外規定を設けている。５年以上の経験とした理由は、機能別団員は基本団員が定期的に行っている訓練には参加しなくてもよいと考えているが、基本団員と同等のスキル、ある程度のスキルを持った団員でなければ現場で安全かつ効率的な活動が難しくなるので、一定のスキルを持つ団員という意

味で５年と整理した。

○**危機管理部長兼危機管理監**（稲葉祐人君）機能別団員の５年以上の勤務経験について補足する。消防団の運営は、基本的には基本団員で行うものと考えている。例えば基本団員が皆機能別団員となってしまっては分団運営ができないので、基本団員としてある程度経験した方が機能別団員になれるとした。消防団本部との協議の中でも、他市でもそのような制限を設けているところがあるので５年以上の方とした経過がある。

○**５番**（杉本一彦君）今の答弁でちょっと気になったのでもう少し聞きたい。本会議でも女性消防団員についての質疑があり、ラッパ隊での採用が考えられるような話であった。この改正案に「ただし、団長が特に必要と認めたときは、この限りでない。」とある中では、ラッパ隊以外での女性消防団員の採用も現状考えられるのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）女性消防団員にどんなことをやっていただくかというところがあると思う。男性団員と同じように消火活動をしていただくことになれば、当然基本団員の経験が必要になるので、いきなり機能別団員としての入団ではなく、基本団員としてまず入団していただく必要がある。今後消防団として女性が行う業務というか、不可欠なものがあるのかどうなのかも検討していく必要があるが、一般的な団員、基本団員とは違い、基本団員のスキルを必要としない業務であれば、ただし書の特例的なもので採用することも可能と考える。

○**６番**（四宮和彦君）まず基本的なところから確認したい。今回、消防団員の種類が基本団員と機能別団員の２つになる。基本団員は全ての消防団活動に従事し、機能別団員は特定の消防団活動に従事するとなっているが、条例上、消防団の活動内容について明文規定が置かれているわけではないので、発災時の消火活動、救助活動、避難誘導、警戒巡視のほか、平時の防火指導、応急手当て指導、巡回活動といった消防団活動は誰しもが漠然とはイメージできると思うが、活動内容が明確に規定されていないと、結局特定の活動に従事する機能別団員は何に従事することを要求されるのか釈然としない。そもそもどれだけの活動に従事していれば基本団員と言えるのかも明確でない。基本団員か、機能別団員かをどのような基準で定義し、任命することになるのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）確かに条例の改正後もその辺の区別は定義しない予定であるが、今の消防団の考え方としては、機能別団員に求める活動は火災時が多くなるが、火災出動、災害時の出動、分団により夜警勤務を機能別団員に担ってもらおうと考えている。仮定の話であるが、定期訓練、消防総合演習、消防出初め式のような行事系への参加は求めない。

○**６番**（四宮和彦君）機能別団員は災害時に出動を求めるという話であるが、ラッパ隊は消火活

動云々ではなく、団本部付でやる機能別団員になるので、今の話とは事情が違ってくるのではないか。特定の活動に限定して従事する消防団員は、他自治体の例でいえば、先ほど杉本委員が言ったように、女性消防団員だとかあるいは学生消防団員の例がある。今後、この条例改正で機能別団員が追加されるが、女性団員や学生団員を任命することに特に条例上の制約はないのではないか。女性団員の場合、広報活動等に専門的に従事したり、救護活動、応急処置は行い、消火活動は体力的に非常に大変でなかなか難しいとしても、そのような限定した分野で活動する、いわば女性団員や学生団員として機能別団員でやることができると思うので、スキルがなければいけないとか、消防活動に参加しなければいけないとかいうことではないのではないか。その辺の定義はどうなっているのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）今後、機能別団員が始まれば、この業務ならできる等いろんな可能性が出てくると思う。その中では、一定のスキルがない方でも消防団員として受け入れることも考えていかなければいけない。そういうことを含む中でのただし書をここに設けたと考えてほしい。

○**６番**（四宮和彦君）そうだとすれば現在、本市で女性団員が任命されていない点は、機能別団員における特定の従事すべき業務がきちんと規定されていないからで、そういうものが明確になれば、いわゆる団長の任命裁量の問題になると考えてよいか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）おっしゃるとおりである。ただ、私どもとしては今、消防団の業務をできるだけ減らしていこうという方向性にある。そのような中でも、どうしてもやる必要がある、それをやるのは女性でも学生でもよいとなれば、現在消防団がやっていない業務としても加えていきたい。

○**危機管理部長兼危機管理監**（稲葉祐人君）補足であるが、消防団の業務を減らすというのは、負担の軽減を意味する答弁であり、今までやっていたことをやらなくなるという意味のものではない。

○**６番**（四宮和彦君）団員の定員自体を減らすのは、規模を縮小するのではなく、どちらかといえば、応募する団員がいないという実情に合わせこうせざるを得なかったからだと思う。本来であれば、各分団３０名がそろい、きちんとやっていける体制が整うほうが望ましいに決まっている。女性団員を入れ、その女性団員ができる範囲で活動をすれば他の団員の負担が軽減されるのだから積極的に進めていくべき話だと思う。女性だから弱いものとかという話は今の時代にそぐわない。筋肉隆々の女性もいるのだから、分団配属も想定できるのではないか。議場での答弁で、女性団員の分団配属が難しいことに関して言えば、トイレや更衣室の問題等、詰所の設備が対応していない程度の理由しか出てこなかった。ならば、団本部付にすればそのような問題は基本的にはないだろうし、分団詰所が設備面でそれほど劣るのであれば、それこそ

改定する入湯税で詰所を整備してはどうか。そういう部分できちんと充実させていく方策は幾らでもあるのではないか。そういうことを考えた場合、ラッパ隊は男女問わず採用する旨とのことであったが、施設面の整備が整いさえすれば分団への配属は可能と考えているのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）施設改修も必要であるが、今まで消防団を支えてきた現役消防団の意見も大切にしていきたい。

○**６番**（四宮和彦君）定員を５０６名から４７６名に減員することに関してだが、機能別団員自体はトータル３４名と先ほど答弁があった。それは、かつて消防団経験はあるが今はやっていない人が３４名なのか、あるいは、現状基本団員は、分団により事情は違うが、個別の事情から全ての消防団活動に必ず参加できている団員ばかりではないだろう。もう既に５年以上の団員経験を持つ現役団員であれば機能別団員に移していくという話が可能だとすると、３４名の機能別団員は、現役団員から機能別団員への移行なのか、一旦引退しているが、これから機能別団員になる者なのか、その辺の人数はどういう内訳になっているのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）分団に、現役団員が何人機能別団員になるかの照会はかけていないが、現在の実消防団員数は４５１人、条例改正後の定員は４７６人なので、計算上では２５人が機能別消防団員に加わってくる。それプラスアルファの９人が、今は基本団員であるが、今後機能別団員に移行していくというような見立てで各分団が照会に対して回答しているのではないかと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）議場では、例えば３０人の分団であれば、５人が機能別団員であるとの割合を言われたが、基本団員と機能別団員の比率は全体の中でもイメージされているものなのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）比率はここではうたっていなくて、始めてみないと分からないが、当然、基本団員数を一人でも多く確保したい気持ちはあるので、各分団で努力していただき、できるだけ基本団員数を確保、増加させていきながら、機能別団員も認める形で団員数の確保を図っていきたいと考えている。

○**６番**（四宮和彦君）業務的に全ての活動には参加できないから、基本団員から機能別団員になりたい人が９人ぐらい該当するとの話だった。基本団員から機能別団員に移行したいのはいいとしても、機能別団員になった人がいる、これから新たに入団する基本団員もいる。しかし、基本団員と言いつつも、実際には全ての活動に参加できているとは限らない人もいる。機能別団員と基本団員で従事している業務が同じではないかとの話になった場合に、なぜ私は年額報酬をもらえないのかという問題が生じかねないと思う。基本団員としての活動はこれだけのことをこなさなければいけないと定義していないと区分けができなくなるのではないかとの心配があるが、どのようにしていくのか。

○**危機管理部長兼危機管理監**（稲葉祐人君）定義の話であるが、機能別団員制度を導入する当初、

私ども事務局側としても、定義や役割、割合はこのような形でどうかと消防団本部に提案した経過がある。ただし、現状、本市の消防団は地区ごとに全然形が違う。団員の活動内容も違う。それを無理やりやるのは無理だろう。各分団が苦労しているところへ機能別消防団員制度を導入することにより、やりやすくなることを最優先に何度も協議し決まった。今回、定義が決まっていないので何をやるのかと分かりにくいところはあるが、スタート時点では、各分団の判断でやってみる形での導入となった経過がある。

○**６番**（四宮和彦君）私が心配しているのは、例えば会社組織や市役所でもそうであるが、正規雇用と非正規雇用の関係になりかねないのではないか。同じ仕事をしているのに何で報酬が違うのかという問題が発生したらまずい。そのためにも、基本団員はこういう業務に従事する、機能別団員はいずれに従事するとの定義をどこかで明確にすべきである。定めることは難しいのか。

○**危機管理部長兼危機管理監**（稲葉祐人君）最初の段階では、そういうことができないかを探ったが、そうすると制度導入ができなくなってしまう。制度導入ができないということは、運営的に行き詰まってしまうという問題が出てくる。ぎりぎりだという分団も現実にあるので、それは避けなくてはいけない。具体的には分団長が次の人を見つけられない状況にもなっている分団もある。新たに機能別消防団員制度を導入して定数を削減し、夜警の日数を減らして負担軽減し、それだったら何とかやっていけると皆さんで合意して導入することとなった。

今後については、始めてみて定義や業務に合った報酬にしたほうがいいのではないかということがあれば、消防団本部と協議の上で見直していきたい。

○**６番**（四宮和彦君）分かった。運用していく上で支障がないようにしていただきたいということだけ申し上げておく。

報酬についてだが、今回の改正で近隣自治体との比較で同等か若干高めに設定された旨の答弁が議場であった。基本団員と機能別団員で活動に差異があることから、機能別団員には年額報酬が支給されない。機能別団員が一定の割合で任命され、さらに消防団員の定数も全体として減少することになると、見方によっては団員報酬の総額を削減しようとしているのではないかとの疑いを持ちたくなる。条例が可決された場合、今後、非常備消防の総予算額は増える方向になるのか、減る方向になるのか、見込みはどうか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）条例改正に伴う出動報酬の予算影響額について説明する。まず、災害への出動報酬額は１２０万円増、警戒と訓練の出動報酬額は４６０万円増、会議の出動報酬額は３００万円増、合わせて８８０万円の増で、全体的には増額になると見込んでいる。

○**２番**（虫明弘雄君）議案参考書の５ページ、会議は、以前は１回１，０００円から今回の改正

で１回２，０００円になるが、以前は１時間を超えると１時間につき１，０００円加算となっていた。今回の改正で、２時間以上の会議の場合も２，０００円になるのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）委員おっしゃるとおりである。

○**２番**（虫明弘雄君）年額報酬は団員には３万６，５００円支給され、会議のときには２，０００円支給される。時給計算で言っていいのか分からないが、例えば静岡県の最低賃金は１０月１日現在では１，０３４円である。２時間までは、３万６，５００円を３６５日で割ると１００円になり、それを２で割ると５０円足されて、１時間当たり１，０５０円でクリアしているが、３時間を超えると割り込んでしまうが、どうなのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）２時間まで２，０００円となれば、１時間当たりは１，０００円になるが、実際、１時間を超える会議はほぼないので、時給にしたら１時間２，０００円が現実的な数字と捉えている。

○**２番**（虫明弘雄君）災害は１回４，０００円である。４時間であれば今の形で網羅できるが、４時間以上になると超えてくるが、どうなのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）４時間を超えた場合は８，０００円となるので、金額的には最低賃金と比べても問題ないと思う。平均的な災害出動の時間は１時間にも満たないのが現状であるため、今後は１時間当たり４，０００円が消防団員に支給されると考えれば、最低賃金よりもはるかに高い金額が支給されるものと認識している。

○**１番**（村上祥平君）団員と機能別分団について伺う。昨日も第２方面隊は訓練が行われて、ホースを担ぐとか、ホースをつなぐこともやった。機能別消防団員に求めているものは消火活動もあるが、消火活動は命にも関わってくるため、訓練をしたことがある方が機能別団員になっていただくのが望ましいため、「５年以上勤務した経験を有している者」と規定したとの認識でよいか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉﨑恭之君）委員おっしゃるとおりである。ただ、機能別団員は５年のスキルがあるから全く訓練しなくていいかというと、例えば年度当初、メンバーが変わったときに訓練をやるとか、半年に１回はやるとかいろいろな考え方が出てくると思うので、分団長の裁量で訓練に参加することを認めても構わない。

○**１番**（村上祥平君）消防団はイベントもあるが、メインは消火活動であり、そこが一番危険を伴う。消防団員が安全に消火活動を行うためには訓練や経験が必要になってくると思うので、ぜひ分団長の裁量でしっかりとやっていただきたい。これは意見である。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第２８号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第２、市議第３５号　令和６年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）事項別明細書８ページ、総務管理費の印刷製本費４９万３，０００円について伺う。これはマイナ保険証への移行に伴うものだと思うが、被保険者証の新規発行が廃止されることに伴う資格確認書の発行及び発送費用である旨の説明があったが、補正額の財源内訳に国・県支出金の記載がない。その他財源で全て賄われることになっているが、その他財源とは具体的にはどういったものか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）その他財源は一般会計からの繰入金及び基金繰入金である。

○**６番**（四宮和彦君）資格確認書は被保険者証と似たようなものかもしれないが、異なる証明書を作成、発行する以上、自治体側には余計な事務負担が生じていることは明らかで、本来、国が負担すべき事務経費ではないかと思うが、国から事務経費が補塡されるすべはないのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）この部分に関しては国からの補助はない。

○**６番**（四宮和彦君）市から文句を言わなくていいのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）県の国保連などとの会合もあるので、その中で検討していきたい。

○**７番**（田久保眞紀君）資格確認書について、今回、費用が補正として上がってきているが、本市の被保険者全体でどれぐらいの方に発行する予定の費用なのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）資格確認書が５，０００枚分、封筒が２，０００枚分の予算である。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第３５号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第３、市議第３６号　令和６年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第１号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

○**６番**（四宮和彦君）８ページ、霊園整備基金積立事業、霊園整備基金積立金６０３万３，０００円について伺いたい。この基金の１０月末での積立て現在高が５，４３０万５，０６０円であるが、今回の６０３万３，０００円を積み立てると、基金残高は６，０００万円を若干超える金額になるかと思うが、現在の霊園整備基金は、今後どのような内容の霊園整備事業に備えて積み立てているのか。

○**市民課長**（近藤通明君）この基金は今後の霊園整備に利用していくが、今まだ整備されていない裏側の道路、駐車場等の整備に利用する計画である。

○**６番**（四宮和彦君）道路や駐車場整備のために基金を活用していくとの話であるが、整備のためにどれぐらい基金を積み立てる必要があるのか。６，０００万円では全然足りないのか。

○**市民課長**（近藤通明君）実際にどのぐらい経費が必要かは算定していないため、今後、算定をしていきたいと思う。

○**７番**（田久保眞紀君）積立てと事業収入に係る補正予算であるが、整理して再募集をかけた旨の説明があったが、現状、墓地の空き状況はどのようになっているのか。

○**市民課長**（近藤通明君）普通墓所が１９区画、芝生墓所が１区画、計２０区画の空きがある。

○**委員長**（佐藤　周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第３６号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）日程第４、市議第３８号　令和６年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤　周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第３８号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛　成　者　挙　手〕

○**委員長**（佐藤　周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤　周君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○**委員長**（佐藤　周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○**閉会日時**　令和６年１２月１０日（火）午前１０時４０分（会議時間４０分）

以上の記録を認める。

令和６年１２月１０日

委員長　佐　藤　　周